

**IV. 保護者等の収入の状況についてご記入ください。**

**【申請書②】**

(1) 施設設備費等の学納金の減免を受けようとする時期の区分

<input type="checkbox"/> 4月～6月（前年度の課税証明書等を添付）	<input checked="" type="checkbox"/> 7月～翌年6月（今年度の課税証明書等を添付）
---	--

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。	
①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分（アからイまでのいずれかの□にレ印を付けてください。） (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
	<input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	<input type="checkbox"/> イ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。	
⑥	<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/> 保護者等の全員または一部が住民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の課税状況が確認できない場合（施設設備等の支援ができません）

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

**IV. 保護者等の収入の状況についてご記入ください。**

**【申請書②】**

(1) 施設設備費等の学納金の減免を受けようとする時期の区分

<input type="checkbox"/> 4月～6月（前年度の課税証明書等を添付）	<input checked="" type="checkbox"/> 7月～翌年6月（今年度の課税証明書等を添付）
---	--

(2) 申請書①で「辞退届出」を行った方はこの用紙の提出は 不要  
 「受給資格認定申請」を行った方は、以下該当箇所をチェックまたは記載 おります。

【申請書①】で「辞退届出」を行った方はこの用紙の提出は 不要  
 「受給資格認定申請」を行った方は、以下該当箇所をチェックまたは記載 おります。

(次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（アからイまでのいずれかの口にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長，児童福祉施設の長である場合は，④から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。）
②	<input type="checkbox"/>	ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり，道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	<input type="checkbox"/>	イ ・離婚，死別等により親権者が1人の場合， ・親権者が存在するものの，家庭の事情によりやむを得ず，親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず，未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は，全員分。ただし，未成年後見人が，法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は，その者を除きます。）
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合， ・成人に達しているが，主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり， ・成人に達している場合， ・未成年であるが，道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により，課税証明書等を添付しません。

⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが，未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/>	保護者等の全員または一部が住民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず，道府県民税所得割及び市町村民税所得割の課税状況が確認できない場合（施設設備等の支援ができません）

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
課税証明書または住民税決定通知書を提出する場合、保護者人数分の氏名・続柄を記載			

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別，養子縁組等による保護者等の変更があった場合には，支給額が変更となることがありますので，必ず学校に連絡してください。